

# 農家および農地所有の皆さまへ



金屋庁舎 産業課内 農業委員会事務局  
清水行政局 産業振興室

52・2111

農地法が改正されたことにより、平成27年4月1日から農地台帳情報が入力されたことや窓口で公表することになります。

## 農地台帳とは？

農地台帳とは有田川町にお住まいの世帯で、農地を所有している場合に作成される台帳で農地の所有状況、権利関係（法に基づく貸借など）などが記載されています。

## 法定化による変更とは？

これまで、農地台帳は自らの世帯にかかわる台帳のみ閲覧可能でしたが、平成27年4月1日から各市町村で定めている個人情報保護条例などの規定に係わらず請求があれば必ず公表しなければならぬこととなります。

公表には「インターネットによる公表」と「農業委員会による窓口公表」があり項目については次のとおりです。

● 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項

- ① 農地の所在、地番地目及び面積
- ② 賃借権等の種類・存続期間
- ③ 耕作者ごとの整理番号
- ④ 遊休農地の措置の実施状況
- ⑤ 農振法・都市計画法の区域区分
- ⑥ 貸付けに関する所有者の意向
- ⑦ 農地中間管理機構が借りている農地かどうか

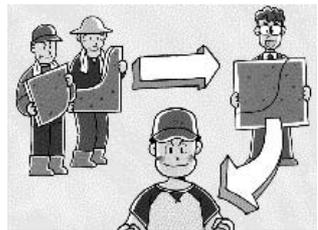
● 広く公表する必要がないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場等で必要な事項（窓口で閲覧のみの公表）

- ① 所有者の氏名・名称
- ② 賃借人等の氏名・名称
- ③ 耕作者の氏名・名称



## 農地集積・集約化とは？

地域で中心となる意欲的な農家（担い手）に農地を集めて農作業を効率化して、生産コストを下げようとするものです。



## 農地中間管理機構とは？

和歌山県農業公社がJAなどの関係機関と連携し、規模縮小農家等から農地を借り受け、規模を拡大したい担い手農家や新規就農者へ農地の貸借を進める機関です。

## 人・農地プランとは？

地域農業マスタープランといわれるもので集落や地域で抱える「人と農地の問題解決」のため、集落や地域で話し合っただけの計画のことです。



⑥については、「農地を貸したい」など、今後の意向を農地台帳に地番ごとに記載することができます。公表することにより農地の貸し借りなどがスムーズに行えることが考えられる一方で、請求すれば誰でも閲覧することができるため十分考慮の上、申し出るようにしてください。

農地台帳に貸し出し意向の記載を希望される方、また来年度からの公表について詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。